

OCNプレミアムサポートサービス利用規約【現改比較表】 2025年7月1日現在

～2025年6月30日

2025年7月1日～

第1条～第18条（略）

（免責事項）

第19条 当社は、OCN プレミアムサポートを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、OCN プレミアムサポートに係る月額定額料金（料金表の利用料金のうち、OCN プレミアムサポートが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限りま

す。）の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

3 当社の故意又は重大な過失により OCN プレミアムサポートを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

4 当社は、前各項の他、OCN プレミアムサポートの運営にあたり免責事項を次のとおり定めます。

(1) 当社は、契約者に対する OCN プレミアムサポートの提供をもって、契約者端末の不具合事項の復旧等、契約者の目的に適合し、期待通りのサービスを提供することや、その内容の正確性を保証するものではありません。また、その作動に誤りがないこと、契約者端末及びその中にインストールされているソフトウェア若しくはデータ等に悪影響を及ぼさないこと、データが削除されないこと又はその他完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

(2) 当社は、OCN プレミアムサポートを利用したことにより契約者に損害が生じた場合、それが当社の責めに帰すべき理由によるときは、OCN プレミアムサポートに係る料金表1 利用料金1－1 料金額の該当基本サービスの年額相当を上限として賠償します。

(3) 当社の故意又は重大な過失により契約者に損害が生じた場合は、前号の規定は適用しないものとします。

(4) 契約者が OCN プレミアムサポートの利用により契約者や第三者（他の契約者を含み

第1条～第18条（略）

（免責事項）

第19条 当社は、OCN プレミアムサポートを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、OCN プレミアムサポートに係る月額定額料金（料金表の利用料金のうち、OCN プレミアムサポートが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限りま

す。）の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

3 当社の故意又は重大な過失により OCN プレミアムサポートを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

4 当社は、前各項の他、OCN プレミアムサポートの運営にあたり免責事項を次のとおり定めます。

(1) 当社は、契約者に対する OCN プレミアムサポートの提供をもって、契約者端末の不具合事項の復旧等、契約者の目的に適合し、期待通りのサービスを提供することや、その内容の正確性を保証するものではありません。また、その作動に誤りがないこと、契約者端末及びその中にインストールされているソフトウェア若しくはデータ等に悪影響を及ぼさないこと、データが削除されないこと又はその他完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

(2) 当社は、OCN プレミアムサポートを利用したことにより契約者に損害が生じた場合、それが当社の責めに帰すべき理由によるときは、OCN プレミアムサポートに係る料金表1 利用料金1－1 料金額の該当基本サービスの年額相当を上限として賠償します。

(3) 当社の故意又は重大な過失により契約者に損害が生じた場合は、前号の規定は適用しないものとします。

(4) 契約者が OCN プレミアムサポートの利用により契約者や第三者（他の契約者を含み

ます。) に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し当社に責任を負担させないものとします。 (5) 本項第 1 号に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。 第 2 0 条～第 2 2 条 (略) (債権の譲渡) 第 23 条 契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの利用料金その他の債権を、当社が請求事業者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (以下「請求事業者」といいます。) に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。 2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者 (当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡規定する事業者をいいます。) に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものととして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。 別紙 1 (略) ・ 料 金 表 (略)	ます。) に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し当社に責任を負担させないものとします。 (5) 削除 第 2 0 条～第 2 2 条 (略) (債権の譲渡) 第 23 条 契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの利用料金その他の債権を、当社が請求事業者であるNTT ドコモビジネス株式会社 (以下「請求事業者」といいます。) に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。 2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者 (当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡規定する事業者をいいます。) に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものととして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。 附 則 (令和 7 年 6 月 1 日 光事推000600000715-01号) (実施期日) この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。 別紙 1 (略) ・ 料 金 表 (略)
--	--